

令和8・9年度入札参加資格者格付基準及び発注基準 (R8.4.1適用)

○一般土木工事

等級	総合点数	発注基準
A	1150 以上	20,000 万円以上
B	880 以上 1150 未満	4,000 万円以上 30,000 万円未満
C	690 以上 880 未満	1,000 万円以上 5,000 万円未満
D	690 未満	1,500 万円未満

○水道施設工事

等級	総合点数	発注基準
A	1120 以上	20,000 万円以上
B	830 以上 1120 未満	4,000 万円以上 30,000 万円未満
C	760 以上 830 未満	1,000 万円以上 5,000 万円未満
D	760 未満	1,500 万円未満

○鋼構造物工事

等級	総合点数	発注基準
A	1260 以上	20,000 万円以上
B	810 以上 1260 未満	4,000 万円以上 30,000 万円未満
C	710 以上 810 未満	1,000 万円以上 5,000 万円未満
D	710 未満	1,500 万円未満

○ほ装工事

等級	総合点数	発注基準
A	1060 以上	5,000 万円以上
B	840 以上 1060 未満	1,500 万円以上 5,000 万円未満
C	720 以上 840 未満	600 万円以上 1,500 万円未満
D	720 未満	600 万円未満

○しゅんせつ工事

等級	総合点数	発注基準
A	990 以上	20,000 万円以上
B	760 以上 990 未満	8,000 万円以上 20,000 万円未満
C	710 以上 760 未満	2,000 万円以上 8,000 万円未満
D	710 未満	2,000 万円未満

○造園工事

等級	総合点数	発注基準
A	830 以上	3,000 万円以上
B	690 以上 830 未満	1,500 万円以上 3,000 万円未満
C	610 以上 690 未満	500 万円以上 1,500 万円未満
D	610 未満	500 万円未満

○管製作接合工事 (水道本管に係る鋼管の新設及び移設・更新工事)

等級	発注基準
A	口径700mm以上の工事
B	口径600mm以下の工事

(注) 本工事に必要な入札参加資格者の登録は、鋼構造物工事及び水道施設工事の両方とし、どちらかの格付けの等級が上表の等級に該当する者を入札参加の対象とする。